**仕事と育児の両立を進めよう！**

**１．育児休業（育休）は性別を問わず取得できます。**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 労働者。※配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。夫婦同時に取得できます。有期雇用労働者の方は、申出時点で、子が１歳６か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合取得できます。＜対象外＞（対象外の労働者を労使協定で締結している場合の例）①入社１年未満の労働者　②申出の日から１年以内（１歳６か月又は２歳までの育児休業の場合は６か月以内）に雇用関係が終了する労働者　③１週間の所定労働日数が２日以下の労働者 |
| 期間 | 原則、子が1歳に達する日（１歳の誕生日の前日）までの間の労働者が希望する期間。なお、配偶者が育児休業をしている場合は、子が１歳２か月に達するまで出産日と産後休業期間と育児休業期間と出生時育児休業を合計して１年間以内の休業が可能（パパ・ママ育休プラス）。 |
| 申出期限 | 原則休業の１か月前までに●●部□□係に申し出てください。 |
| 分割取得 | 分割して２回取得可能 |

**２．出生時育児休業(産後パパ育休）は男性の育児休業取得を促進する制度です。**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 男性労働者。なお、養子の場合等は女性も取得できます。※配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。有期雇用労働者の方は、申出時点で、出生後８週間を経過する日の翌日から起算して６か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合取得できます。＜対象外＞（対象外の労働者を労使協定で締結している場合の例）①入社１年未満の労働者　②申出の日から８週間以内に雇用関係が終了する労働者　③１週間の所定労働日数が２日以下の労働者 |
| 期間 | 子の出生後８週間以内に４週間までの間の労働者が希望する期間。 |
| 申出期限 | （２週間前とする場合の記載例）原則休業の２週間前までに●●部□□係に申し出てください。（労使協定を締結し、１か月前とする場合の記載例）原則休業の１か月前までに●●部□□係に申し出てください。 |
| 分割取得 | 分割して２回取得可能（まとめて申し出ることが必要） |
| 休業中の就業（※） | 調整等が必要ですので、希望する場合、まずは●●部□□係にご相談ください。 |

（※）休業中の就業について労使協定を締結していない場合記載は不要です。

（裏面あり）

**育児休業、出生時育児休業には、給付の支給や社会保険料免除があります。**

 育児休業給付

育児休業（出生時育児休業を含む）を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%（180日経過後は50%）の育児休業給付を受けることができます。

 育児休業期間中の社会保険料の免除

一定の要件（その月の末日が育児休業（出生時育児休業を含む、以下同じ）期間中である場合（令和４年10月以降に開始した育児休業については、これに加えて、その月中に14日以上育児休業を取得した場合及び賞与に係る保険料については１か月を超える育児休業を取得した場合））を満たしていれば、その月の社会保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除されます。



**当社では、育児休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。**

**また、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。**

**育児休業・出生時育児休業の取得の意向について、以下を記載し、このページのコピーを、　　年　月　日までに、●●部□□係へ提出してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 該当するものに○ |  |
|  | 育児休業を取得する。　　 |
|  | 出生時育児休業を取得する。 |
|  | 取得する意向はない。 |
|  | 検討中 |

（注）男性については、育児休業も出生時育児休業も取得することができます。

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【提出日】　●年●月●日

【提出者】　所属　□□部△△課

氏名　◆◆　◆◆

休業中の就業説明資料例（※出生時育児休業中の就業を認めない方針の場合は不要です）

**出生時育児休業中の就業について**

育児休業は労働者の権利であって、その期間の労務提供義務を消滅させる制度であることから、育児休業中は就業しないことが原則です。

子の出生後８週間以内の休業である「出生時育児休業」については、仕事を理由として育児休業の取得をためらっている労働者であっても育児休業を取得しやすいようにする制度です。

労働者の意に反したものとならないことを担保した上で、労働者の意向を踏まえ、労働者と事業主が事前に調整した上での休業中の部分的な就業が可能です。

出生時育児休業中の就業については、休業開始前までに労使協定（事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定）を締結する必要があります。

労使協定後の具体的な手続きの流れは以下①～④のとおりです。

①労働者が就業してもよい場合は事業主にその条件を申出

※休業開始予定日前日まで変更・撤回可能

②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示

（候補日等がない場合はその旨提示）

　　③労働者の同意

　　④事業主の通知

なお、・休業開始予定日以後も特別の事情があれば同意の撤回が可能です。

・就業可能日等の上限は、休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分です。

・休業中の就業については「残業」させることはありません。

ご注意ください。

 出生時育児休業給付金

給付金の対象となるのは、出生時育児休業期間中の就業日数が一定の水準(※)以内である場合です。

※ 出生時育児休業を28日間（最大取得日数）取得する場合は、10日（10日を超える場合は80時間）。これより短い場合は、それに比例した日数または時間数。

（例：14日間の出生時育児休業の場合は、５日（５日を超える場合は40時間））

 また、出生時育児休業期間中に就業して得た賃金額と出生時育児休業給付金の合計が、休業前賃金日額×休業日数の80％を超える場合は、当該超える額が出生時育児休業給付金から減額されます。

 育児休業期間中の社会保険料の免除

令和４年10月以降に開始した育児休業については、その月の末日が育児休業期間中である場合と、その月中に14日以上育児休業を取得した場合に、社会保険料が免除されます。また、賞与に係る保険料については１か月を超える育児休業を取得した場合のみ免除の対象となります。この「14日以上」の日数には、事前に調整して就業した日は含まれません。

* 令和４年９月以前に開始した育児休業については、その月の末日が育児休業期間中である場合のみ、社会保険料が免除されます。